平成26年度葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業

ワーク。ライフ。バランス取組企業紹介

葛飾区では、平成25年度から区内企業を対象に、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー(社会保険労務士)を無料で派遣する事業を開始しました。今年度、制度を利用されたモールドメーカー株式会社カミジョー社長の上條眞徳さんと、実際に支援にあたった社会保険労務士の齊藤充弘さんにお話を伺いました。



ワークとライフで得られた発想を 新製品の開発に

モールドメーカー株式会社カミジョー 代表取締役 上條眞徳さん

業 種 スラッシュ成形用金型製造業

業務内容 原型造形、銅電鋳金型・ブロー金型・セルロイド金型 製作、電鋳電極製作

従業員数 7名(男性4名・女性3名)

ホームページURL http://www.mm-kamijo.co.jp/

平成24年度『銅電気鋳造金型』、平成25年度『ひーるきゃっぷくりすたるらくらく』(社交ダンスの際、ハイヒールで床を傷つけないための塩ビ製のキャップ)で葛飾ブランド認定

ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー 派遣に申し込んだきっかけはなんですか

社会保険労務士の齊藤さんより「区で就業規則や 従業員の働く環境整備についてアドバイスをする専 門家(社会保険労務士)を派遣してくれる事業を行っ ている」と教えていただきました。

若い人を積極的に採用し技術を承継していく人間を増やさなければという思いがありましたが、そのためには、就業規則で有給休暇や残業等これまであいまいだった部分を明確にし、働く側と雇う側の双

方で働き方を意識することが、今後若い人を迎えたり、公私のバランスよく働くための重要なポイントになるのではないかと考えました。

また、自分自身の話ですが、先代社長が病気で倒れ突然社長を代行することになったことと、仕事のトラブルが重なったことがきっかけでうつ病になってしまった時期があります。今の時代、長時間労働により心身の健康を損なう人が多く社会問題になっていることも知っていましたが、万一従業員がそうなってしまったらと考えると、企業としてどのように対処すべきか全く情報がありませんでした。

実際にアドバイザー派遣事業を利用して どうでしたか

これまでの就業規則は私の祖父の時代に作られた もので、現在の社会状況や法律と合わない部分も多 く、見直したいと考えていました。

見直しの時期に、従業員が子どもの看護などで有 給休暇やそれ以外の休業制度が必要になる状況が重 なり、企業に求められる就業規則の基準や最新の情 報を知ることができ、参考になりました。

ワーク・ライフ・バランスの取組で、 今後チャレンジしたいことはなんですか

「ものづくり」の業界で働きたいという女性が増えています。今後は、女性の採用も視野に入れ、誰にとっても働きやすい職場環境づくりを行っていきたいと考えています。

「子どもたちの発想力にいつも驚かされます」と上條 社長。

息子や地域活動の中で出会う子どもたちとの触れ合いから得られるたくさんの刺激を自社の新製品の開発へつなげたいと、意欲を語ってくださいました。



会社を継続していくためには ワーク・ライフ・バランスが必要です

齊藤社労士事務所一齊藤充弘さん

今回のアドバイザー派遣ではどのような 支援をされましたか

まずは、希望されていた就業規則の見直しから開始しました。従業員とトラブルが生じないように就業規則を整備することが一番の目的ですが、育児・介護に関する規定がなかったこと、また、そうした従業員に対する具体的な支援についての検討もまだということでしたので、法的なことも含めた助言や提案を順次行いました。

企業が職場環境を整え、従業員の仕事と生活の 両立支援に取り組むことの大切さについて、 社会保険労務士の立場から お気づきのことはありますか

平成19年12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」ができ、平成20年3月に施行された労働契約法の5原則のひとつに「仕事と生活の調和の原則」が定められた意味を、各企業の経営者に理解してもらうことの重要さです。

ワーク・ライフ・バランスは一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいて健康で豊かな生活を営むことができる生き方、働き方を実現するための大切な理念です。近年、仕事と生活の調和が重要になっていることから、その重要性があらため

て認識されるよう、労働契約法にも「労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和に配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。」(第3条3項)と規定されました。

労働契約は事業者と労働者が対等な立場における 合意に基づき締結するのが大原則です。「ワーク・ ライフ・バランス」が単に「有給休暇を取ろう」「短時 間労働しよう」ではなく、国の方針や法律に基づい て進めている取組であることを積極的に企業に紹 介していくことが重要ではないかと思います。



毎月「齊藤社労士事務所ニュース」を発行し、メンタルヘルスや育児・介護に関することなど、さまざまな情報提供を行ってきた齊藤さん。これから訪れる人口減少社会で会社を継続していくためには、ワーク・ライフ・バランスに関する知識や就業規則が必要であるという意識を浸透させたいと熱く語ってくださいました。



葛飾区 ワーク・ライフ・バランス 支援アドバイザー派遣事業

アドバイザーが企業に 伺い、職場環境改善についての支援を行います

【必須事項】

- ①ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発、助言 及び法律等の情報提供
- ②職場環境整備に向けた提案
- ③育児・介護休業法に関する就業規則作成・改正の支援

【その他必要に応じて行うこと】

- ④一般事業主行動計画策定に関する助言・作成支援
- ⑤国・都の各種助成制度の活用支援
- ⑥「とうきょう次世代育成サポート企業」登録支援

葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 http://www.city.katsushika.lg.jp/53/201/002463.html

※モールドメーカー(株)カミジョーでは、アドバイザーの支援のもと ①~③まで実施しました。



